

2020年09月04日	60期第4回拡大中央執行委員会	決定
2021年02月19日	61期第3回中央執行委員会	改訂
2021年05月21日	61期第4回中央執行委員会	改訂
<u>2022年02月18日</u>	<u>62期第3回中央執行委員会</u>	<u>改訂</u>

全建総連 建設分野における特定技能外国人の受入れに関わる要項

全国建設労働組合総連合(以下「全建総連」)加盟の県連・組合に代表者が所属する事業所のうち、全建総連を通じて建設分野における特定技能外国人の受入れを希望する事業所(以下「組合員受入事業所」)は、特定技能外国人の受入れにあたり本要項を遵守することとする。また、組合員受入事業所が所属する県連・組合(以下「所属組合」)は、本要項を組合員受入事業所が遵守するよう努めることとする。

(全建総連組合員事業所証明書の申請)

~~1.~~ 第1条 組合員受入事業所は所属組合に対して、「全建総連組合員事業所証明書(以下「証明書」)」の発行を指定の申請書(別添1)を用いて申請する。申請書には、~~3.~~ (2)第3条第二項で定める全建総連事務手数料の振込証明書(振込明細、利用明細等でも可)を添付する。全建総連は、所属組合からの申請に基づき、組合員受入事業所に対して証明書(別添2)を発行する。

(行動規範の遵守)

~~2.~~ 第2条 組合員受入事業所は、(一社)建設技能人材機構(以下「JAC」)が定める、「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範(別添3)」を受入申請前に十分確認し遵守することとする。所属組合は、行動規範を組合員受入事業所に手交し説明することとする。

(受入負担金等の額)

~~3.~~ 第3条 組合員受入事業所が負担する受入負担金等の額は、下記の通りとする。

~~(1)~~ 一、 JACに支払う受入負担金

___ JACが定める「特定技能外国人に関わる受入負担金の支払要領(別添4)」(以下、「支払要領」)の通りとする。

海外試験合格者(JACが指定する海外教育訓練を受ける場合) ___月額 20,000 円/人

海外試験合格者(JACが指定する海外教育訓練を受けない場合) ___月額 15,000 円/人

国内試験合格者 月額 13,750 円/人

___試験免除者(技能実習2号修了者等) 月額 12,500 円/人

~~(2)二、~~全建総連事務手数料

~~1イ)~~新規受入時

~~1~~ ~~(1)一、~~の受入れ区分にかかわらず、1申請あたり30,000円に加えて、受入1人あたり5,000円とする(いずれも消費税込)。

例)3人受入れの場合⇒30,000円+(5000円×3人)=45,000円

~~2ロ)~~追加受入時

~~1~~ 1申請あたり10,000円に加えて、受入1人あたり5,000円とする(いずれも消費税込)。

例)2人追加受入れの場合⇒10,000円+(5000円×2人)=20,000円

~~(3)三、~~所属組合事務手数料(任意)

~~1~~ 所属組合は~~(1)(2)第一項、第二項~~と別に任意で事務手数料を設定することができる。

(受入負担金等の収納方法)

~~4. 第4条 3. 第3条~~で定める受入負担金等の収納方法は下記の通りとする。

~~(1)一、~~JACに支払う受入負担金

~~3. 第3条(1)第一項~~で定められた金額をJACに対して直接口座自動振替で収納することとする。全建総連から組合員受入事業所に対して証明書とともに、JACへの「預金口座自動振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付し、組合員受入事業所は必要事項を記入してJACに返送することとする。その他受入負担金の支払いに関する詳細は、JACが定める支払要領の通りとする。

~~(2)二、~~全建総連事務手数料

~~3. 第3条(2)第二項~~で定められた金額に基づき、組合員受入事業所は下記の口座に振り込みすることとする。振込証明書(振込明細、利用明細等でも可)は組合員受入事業所証明申請書に添付することとする。

~~1~~ みずほ銀行高田馬場支店 普通 1944882 全国建設労働組合総連合

(資格の喪失)

~~5. 第5条~~ 組合員受入事業所が次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失し全建総連からJACにその旨を報告する。組合員受入事業所はすみやかに建設特定技能受入計画の「加入している特定技能外国人受入事業実施法人又は当該法人を構成する建設業団体」の変更申請を行うこととする。

~~(1)一、~~所属組合からの要請があったとき。

~~(2)二、~~所属組合を脱退したとき。

~~(3)三、~~その他、本要項および行動規範の遵守が履行されなかったと全建総連または所属組合が判断したとき。

(受入可能な業務区分(職種))

~~6. 第6条~~ 全建総連を通じて受入れることができる特定技能外国人は、当面の間建築大王職種に限ることとする建設分野であれば業務区分(職種)を問わず受け入れ可能として証明書を発行する。

(その他、改廃等)

~~7. 第7条~~ 本要項の改廃は全建総連中央執行委員会に報告することとする。

~~8. 一、~~ 本要項は、2020年9月4日より実施する。

~~9. 二、~~ 本要項は、2021年5月21日より一部改訂して実施する。

三、本要項は、2022年4月1日より一部改訂して実施する。ただし、建設分野の特定技能に係る業務区分の再編が実施されなければその限りではなく、再編実施後速やかに実施する(ただし以下は一部改訂後に削除)。